

長久手市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第21号)による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長久手市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第21号)による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第4の項 長久手市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第21号)による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	長久手市障害者医療費支給条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。	第1条 この条例は、（障害者）の（福祉の増進を図る）ため、障害者の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市障害者医療費支給条例（昭和48年条例第21号） 長久手市障害者医療費支給条例施行規則（昭和48年規則第20号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	長久手市障害者医療費支給条例第6条第1項 長久手市障害者医療費支給条例施行規則第3条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号1	長久手市障害者医療費支給条例第3条、長久手市障害者医療費支給条例施行規則第2条の2第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号12	長久手市障害者医療費支給条例第3条、長久手市障害者医療費支給条例施行規則第2条の2第2号

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号43	長久手市障害者医療費支給条例第3条、長久手市障害者医療費支給条例施行規則第2条の2第 5 号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	長久手市障害者医療費支給条例第3条、長久手市障害者医療費支給条例施行規則第2条の2第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	長久手市障害者医療費支給条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	長久手市障害者医療費支給条例第3条、長久手市障害者医療費支給条例施行規則第2条の2第4号
-------	------------------------	--

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2024年06月26日
独自利用事務の対象者	障がい者
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	12
保護評価書の名称	福祉医療費支給事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%95%B7%E4%B9%85%E6%89%8B%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=11&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=11&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	